

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省
大臣官房運輸安全委員会準備室

国土交通省は、平成20年7月30日から平成20年8月28日までの期間、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、5件のご意見をいただきました。

ご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今回の募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○重大な海難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの」については、「旅客のうちに」を削除する。 ・「5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの」については、削除する。 <p>【理由】</p> <p>海難で人命が失われた場合、旅客であったとしても船員であったとしても、結果の重大性において同じである。</p>	<p>海難において人命が損なわれる結果の重大性については、旅客と船員に違いがないことは十分理解しております。</p> <p>重大な海難以外の海難については、地方海難審判所において審判を行うこととしていますが、この場合であっても、中央の海難審判所と同様に3名の審判官で構成する合議体で審判を行う措置をとることもできますので、事件の内容を勘案しつつ、適切な構成の合議体により慎重に審判を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>○指定海難関係人の指定</p> <p>「受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するため必要と認める者を指定海難関係人に指定するものとする」との点については、その趣旨を明確にすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>案による規定では、その趣旨が不明確である。たとえば、このような場合、「証人」と「指定海難関係人」とどう違うのか。外国人船長は「証人」か、それとも「指定海難関係人」になるのか。</p>	<p>指定海難関係人の指定に当たっては、海難において受審人以外の「当事者」であるか否かをその基準として判断してまいりたいと考えておりますので、条文上もその点が明確になるよう規定することといたします。</p> <p>ご質問いただきました外国人船長については、海難に遭遇した船舶の船長であれば当事者であると考えられますので、指定海難関係人として指定されるものと思われ</p>

<p>○映像等の送受信による通話の方法による尋問 「遠隔地に居住しているときその他審判長が相当と認めるとき」に続いて「関係人の意見を聞いた上で」を挿入する。</p> <p>【理由】 衝突その他の海難で複数の受審人が存在する場合、出頭してくる受審人の意見を聞いたうえで決定するのが公平・妥当である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、映像等の送受信による通話の方法による尋問を行う場合には、理事官、補佐人、受審人及び指定海難関係人の意見を聴いたうえで実施するよう規定することといたします。</p>
<p>○海難審判法改正に伴う海難審判法施行規則の規定の削除 「異議の申立（第 68 条から第 74 条）」を削除すべきでない。</p> <p>【理由】 審判所の決定に対し、いかなる決定についてもそれに対し受審人が異議を申し立てることができないということになれば受審人の権利を損なうことになり、また審判の公平性を損なうことにもなる。異議審査について高等海難審判庁がなくなっても、他に方法がある。</p>	<p>決定に係る手続については、裁決に関する規定を準用した慎重な手続により行うこととしております。さらに、実際に決定の手続を行う際には、関係者から異議が出されることのないよう、十分調整を図ったうえで関係者の合意のもと決定を行うよう運用してまいりたいと考えております。</p>
<p>○鉄道事故に該当する事案の追加（第 1 条第 2 号関係） 「鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるものであって、死亡者を生じたもの」を追加するとして、鉄道事故の調査対象を広げていただき、ありがとうございます。 新しい運輸安全委員会が、事故を科学的に調査し、事故の再発防止に役立てられることを期待しております。</p>	<p>原案にご賛同いただきありがとうございます。運輸安全委員会として航空・鉄道・船舶事故の原因究明調査を適確に行い、事故の再発防止・被害の軽減のため、原因究明に努めてまいります。</p>